

用語の解説

《ア行》

いくせいたんそうりん
育成単層林：人為によって保育などの管理がされた森林のうち、樹齢や樹高のほぼ等しい樹木から構成された森林。

いくせいふくそうりん
育成複層林：人為によって保育などの管理がされた森林のうち、樹齢や樹高の異なる樹木によって構成された森林。

《カ行》

かいはつ
皆伐：一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する主伐の一種。

かんぼつ
間伐：育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

こうせいのもりんぎょうきかい
高性能林業機械：従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。主な高性能林業機械は、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤード、スイングヤード。

《サ行》

さぎょうどう
作業道：林道を補完し、除間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道。

しじょう
枝条：樹木の支幹（大枝：力枝ともいう）と枝との総称。

したがり
下刈：植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間の実施。

しゅぼつ
主伐：次の世代の森林の造成を伴う森林の一部または全部の伐採。

じゅぼつ
除伐：育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

じんこうぞうりん（しよくりん）
人工造林（植林）：苗木の植栽、種子のまき付け、さし木等の人為的な方法により森林を造成すること。

しんりんせいび
森林整備：森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

森林施業：目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

生物多様性：生物が多く種の分化し、その類似の程度が一様でない現象。現在の生物が示している空間的な広がりだけでなく、これまでの進化や絶滅という時間的な変化も含む幅広い概念。生態系における種組成の多様さと、その機能との相関関係によって自然環境は安定に保たれている。

施業の集約化：林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から、路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業が行え、コストダウンを図ることが可能。

素材生産：立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にする工程。

《タ行》

択伐：森林内の樹木の一部を抜き伐りする主伐の一種。

長伐期施業：通常の主伐林齢（例えばスギの場合 40 年程度）のおおむね 2 倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業。

天然生林：自然の推移にゆだね、主として自然の力を活用すること（天然更新）により、保全・管理されている森林。

《ハ行》

伐期：樹木を伐採する時期のこと。

保安林：水源の涵養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更等が規制される。

保育：植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。

ぼう芽更新：伐根や接地した枝から出る新しい芽（ぼう芽）を成長させて、森林を更新すること。広葉樹類は、若い年齢では一般にぼう芽力が強い。

《マ行》

民有林：国有林以外をいい、個人、会社、社寺等が所有する私有林、都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区分される。

《ラ行》

りゅうぼく
立木：土地に生育する個々の樹木。

りんぎょうじぎょうたい
林業事業体：他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

りんれい
林齢：樹木の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。

ろもろ
路網：森林内にある林道や作業道などの総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの。